

## 1 入札参加資格者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」格付「D以上」で契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 公告及び入札の心得を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約する旨(当社は入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。)を入札書に付記するものとする。
- (8) 現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

## 2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 落札決定方法：総額(消費税抜き) 当隊所定の予定価格以内の最低落札者とする。(同価の場合は、抽選により決定する。)

## 4 入札保証金 : 免除

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

## 5 契約保証金 : 免除

ただし、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

## 6 入札の無効

- (1) 競争入札に参加する者に、必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明しがたいもの。
- (3) 暴力団排除に関する誓約を行わなかった者の入札
- (4) 電信・電話・FAXによる入札
- (5) その他入札に関する条件に違反した入札

## 7 契約条項及び入札等参加者心得を示す場所

契約条項及び入札等参加者心得については、別府駐屯地会計隊契約班及び西部方面隊HPで常時閲覧できます。

## 8 契約書の作成：落札決定後速やかに、契約書を作成します。

- 「役務請負契約条項」
- 「談合等の不正行為に関する特約条項」
- 「暴力団排除に関する特約条項」

## 9 その他

- (1) 入札に関する委任等を受けた者は、入札前までに委任状を提出すること。
- (2) 競争参加資格審査結果通知書の写しを入札前までに提出すること。(FAX可)
- (3) 郵便入札希望業者は、入札日前日までに必着するように郵送し10の下記担当者に連絡すること。また、再度の入札となった場合は別途連絡いたします。
- (4) 現場説明会：実施しない。(ただし、仕様書の認識を合わせるため事前に11の下記担当者に調整のうえ仕様書を確認するものとする。)
- (5) 公告の掲示場所：西部方面隊ホームページ(<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)  
陸上自衛隊別府駐屯地

10 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒874-0849 大分県別府市大字鶴見4548-143

陸上自衛隊別府駐屯地 第404会計隊 契約班 担当 砥板（といた）

TEL 0977-22-4311（内線）348 FAX 0977-23-3433（直通）

11 仕様書及び現場確認に関する問い合わせ先

陸上自衛隊別府駐屯地 別府駐屯地業務隊管理科 営繕班 山本

TEL 0977-22-4311（内線）316